

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業に功労のあった者、社会福祉活動が優秀な社会福祉団体及び社会福祉活動に協力した功績顕著な者に対し、本会会長がこれを顕彰し、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

(被表彰者の対象及び要件)

第2条 会長が行う表彰の対象は、次の要件に該当する者とする。

(1) 民生委員・児童委員

在職期間が12年以上で、功績顕著な者。

(2) 社会福祉協議会・社会福祉施設・社会福祉団体の役員等

在職期間が10年以上で、功績顕著な者。

(3) 自立更生者

職務に5年以上従事し、功績顕著な者。ただし、他の模範と認められる者であること。

(4) 里親

里親登録中で、児童の受託期間が5年以上であること。

(5) ボランティア

ボランティア活動期間が10年以上である個人又は、団体であること。ただし、活動期間については、特に功績顕著と認められる場合は、このかぎりではない。

(6) 心配ごと相談員

在職期間が10年以上で、功績顕著な者。

(感謝の対象及び要件)

第3条 会長が感謝の意を表する者は、社会福祉活動を積極的に援助し、その功績顕著な個人又は団体で、次の一に該当する者とする。

(1) 市内の社会福祉団体又は、市内の社会福祉施設に総額100万円以上を寄付した者。

又は、継続して寄付した金額が総額100万円以上の者。ただし、期間は概ね3年とする。

(2) 市内の社会福祉団体又は、市内の社会福祉施設に総額100万円以上の物品を寄贈した者。又は、継続して寄贈した物品の金額が総額100万円以上の寄贈者。ただし、期間は概ね3年とする。

(3) 前各号の他、特に功績顕著と認められる者。

(在職期間・感謝基準等の算定)

第4条 被表彰者の在職等の期間及び、感謝基準の算定は、次のとおりとする。

(1) 推薦年度の4月1日をもって算定する。ただし、民生委員・児童委員については、推薦年度の11月30日をもって算定する。

(2) 在職等の期間が中断されている場合は、その期間を通算しない。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は、福祉大会において行う。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、会長名の表彰状又は感謝状を贈呈して行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。